

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画の策定にあたって、前回計画の基本理念である「男女（とも）に育てよう 笑顔あふれる 南島原」をさらに発展させ、より良い男女共同参画社会の実現を目指すべく、以下の基本理念を掲げ、基本方針及び施策の方向性、具体的な施策などのすべてを、この基本理念にそって展開します。

とも 男女に輝こう 夢と希望あふれる 南島原

南島原市は、女性も男性も、お互いを社会の対等な構成員として、性別や個性を認め合いつつ、全員が個性を発揮することができ、家庭・職場・地域社会などのあらゆる分野で男女がともに協力して、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく自らの意思によって生き活きと活動し、みんなの夢や希望があふれ、叶えていくことができる男女共同参画社会を目指します。

2. 本市が目指す姿

基本理念に基づき、以下の4点を本市が目指す姿として設定し、計画内容や施策に反映させます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた理解・普及の促進

男女共同参画の意識が浸透し、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を発揮できる市を目指します。

家庭や地域社会などあらゆる場面における男女共同参画の実現に向け、性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に対する偏見の解消のための広報・啓発活動に努めるとともに、学校教育や生涯学習における啓発推進に努めます。

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和による男女共同参画の推進

仕事と生活の調和を実現し、誰もが働きやすい市を目指します。

男女がともに仕事と生活に関する責任を担えるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識の浸透を図るとともに、民間事業者や関係機関と連携し、働き方の見直しを進めます。また、育児・介護等の支援に努めます。

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

男女がともに対等に社会に参画し、男女がともに活躍できる市を目指します。

すべての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できる社会づくりを目指します。特に、女性活躍推進法が成立したことも踏まえ、女性の参画拡大、就労支援、地域等における女性の活躍促進などについて、重点的に取り組みます。

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

男女の人権が尊重され、誰もが安全・安心で住みよい市を目指します。

社会問題となっている女性への暴力の根絶や、女性の就業環境や晩婚化などの環境変化を踏まえた健康支援への対応、生活上の困難を抱えた人に対する支援など、関係機関と連携し引き続き取り組みます。

3. 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 男女<small>とも</small>に輝こう 夢と希望あふれる 南島原 </p>	<p>基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた理解・普及の促進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全市的展開による広報・啓発の推進 2. 学校教育における啓発の推進
	<p>基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和による男女共同参画の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仕事と生活の調和の推進と働き方の見直し 2. 子育てと介護の支援の充実
	<p>基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大 2. 農業・水産業・商工業等自営業における女性の参画推進 3. 女性の就労支援 4. 地域づくりへの女性の参画推進
	<p>基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の実現</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶 2. 生涯にわたる健康支援 3. 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 4. 防災・復興における男女共同参画の推進